

# 健保だより

2020-8 No.19

中部アイティ産業健康保険組合

特  
集

## 令和元年度決算

4ページ目をご覧ください

## お知らせ

### ■被扶養者の資格確認（検認）を行います。

健康保険法施行規則第五十条及び厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）厚生労働省保険局保険課長通知（保保発第1029005号）により、適正な保険給付を受けていただくためと、納付金等の適正な支払いのために、被扶養者として既に認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかを確認いたします。検認の日程等は以下のとおりです。事業主様、被保険者様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆健康保険被扶養者調書の提出期限と提出方法

<提出期限>

被保険者→事業所：令和2年9月1日（火）

事業所→健保組合：令和2年9月8日（火）

<提出方法>

健康保険被扶養者調書に必要書類を添付の上、事業所様において、一括取りまとめてご提出ください。

### ◆検認の対象となる事業所

令和2年3月までに当健保組合に加入の事業所（健康保険被保険者証の記号1～270の事業所及び任意継続被保険者）

### ◆検認の対象とならない方

・本年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方

・本年4月1日において高校3年生以下の子  
・令和3年3月31日までに75歳になる方  
健保組合ホームページ→お知らせ 2020年7月23日 「令和2年度被扶養者認定状況の確認（検認）について」をご参照ください。

### ◆令和2年度より変更となった事項

・単身赴任による別居の場合、「送金（仕送り）証明」の提出が必要となります。  
・マイナンバーを活用した情報照会により、下記書類の提出が不要となります。

1. 課税所得証明書
2. 年金通知（企業年金除く）
3. 住民票（外国人被扶養者除く）

なお、情報照会は令和2年1月1日付の住民票住所情報にて行います。当組合登録情報と相違がある場合は、情報エラーとなり、上記書類を提出していただく場合があります。住所変更届が未届けの場合は、速やかにご提出ください。

### ■健保組合における電子申請環境について

健保組合は令和2年11月から電子申請を開始することになりました。電子申請は国が構築するマイナポータルが窓口となります。特定法人（資本金等の額が1億円を超える法人）は、令和2年4月1日以降開始する事業年度より、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届の電子申請が義務化されています。また、義務化対象の3届出の他に、資格取得届、資格喪失届、被扶養者（異動）届も電子申請が可能になります。電子申請ができる届出は順次追加される予定です。

なお、マイナポータルへの申請データの送信についての詳細は、ご利用の人事・給与システム事業者へお問い合わせください。

### ■オンライン資格確認について

令和3年3月から医療機関・薬局の受診時に、健康保険のオンライン資格確認が開始されます。オンライ

ン資格確認では、健康保険被保険者証の記号、番号、新たに追加される枝番により資格情報や限度額適用認定証の区分等の確認ができます。

なお、当組合では令和2年11月中旬以降に枝番記載の健康保険被保険者証カードに一斉更新します。詳細は10月初旬に事業主様、健保事務ご担当者様に書面にてご案内いたします。

マイナンバーカードを保険証として利用するために

### 【1】事前準備

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込は、令和2年度中にマイナポータルでできるようになります。準備が出来次第、マイナポータルに掲載予定です。

### 【2】利用方法

①医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、又は職員が目視で確認します。

※機器を使う場合、顔写真は保存されません。

②マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により健康保険の資格をオンラインで確認します。  
なお、マイナンバーカードを利用して医療機関を受診する場合でも、保険証は大切に保管してください。

### 【3】5つのメリット

①マイナンバーカードを利用すると就職や転職をしても保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。

②カードリーダーにかざせば、スムーズに健康保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

③オンラインによる健康保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額適用認定証などの持参が不要になります。

④マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報

を確認できるようになります。(令和3年秋頃予定)

患者の同意のもと、医師や薬剤師等がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を確認し、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

⑤マイナポータルを利用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります。(令和3年秋頃予定)

確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。

### ■禁煙外来について

オンライン禁煙プログラム『MEDICALLY遠隔禁煙外来』は「チャンピックス」というニコチンを含まない禁煙補助薬を利用したプログラムです。オンライン診療で完結するため通院時間や待ち時間を削減できます。また、チャット機能を利用して医師に相談することができます。

令和2年4月1日～6月15日にの参加者を募り、2名の方がプログラムを実施しています。なお、今年度は既に申し込みを締め切りましたので、ご希望の方は次年度のオンライン禁煙プログラムにお申し込みください。

### ■歯科健診について

令和2年度より歯科健診事業を実施しております。大切な歯の健康を維持するためには定期的な歯科健診が必要です。当健保組合の歯科健診事業では「歯科健診センター」、「ファミリー歯科健診」、「事業主主催の集団歯科健診」の3種類を利用して受診することができます。いつまでも健康な歯を保つために、是非ご利用ください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、受診前に歯科医院等に連絡し来院の適否についてご相談されることをおすすめいたします。

健保組合ホームページ→健康サポート歯科健診をご参

照ください。

### ■Pe pUpについて

パソコンやスマートフォンからアクセスすることができるWebサービスで、健康維持・増進を目的とした様々な健康コンテンツを提供しています。健康診断結果や医療費実績などを、何時でもどこでも確認することができ、また、日々の記録として体重や歩数のデータを入力することができますので、健康管理に役立てていただけます。令和2年度は『Pe pUp』にて5つのイベントを実施しており、年間全てのイベントに参加すると最大4,000ポイントが付与されるチャンスがあります。10月1日～11月9日には「ウォーキングラリー」、1月15日～2月13日には「体重測定チャレンジ」の開催を予定しています。それぞれのイベントで付与されたポイントはPe pUp内でWAONポイントや楽天ポイントなどと交換することができます。未登録の方は今すぐ『Pe pUp』に登録してイベントに参加しましょう！

健保組合ホームページ→健康サポート Pe pUpをご参照ください。

### ■健康経営優良法人2020について

健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。この度4回目となる「健康経営優良法人2020」では、当健保組合から大規模法人部門1社、中小規模法人部門9社が認定されました。

#### 【大規模法人部門】

・株式会社データホライゾン

#### 【中小規模法人部門】

・アンダーデザイン株式会社

・株式会社ECS

・株式会社エコシステムズ

・株式会社岡山システムサービス

・株式会社建設システム

・株式会社システック井上

・株式会社システムエンタープライズ

・株式会社ネクストビジョン

・株式会社PAL構造

健保組合ホームページ→健康経営→健康経営2020をご参照ください。

### ■健康づくり活動補助について

健康づくり活動補助とは、自発的に健康づくり活動を行いたい事業所に対し経費の50%（上限50万円）を補助する制度です。

令和元年度はアンダーデザイン株式会社が「安全衛生品質向上大会での健康セミナー」を開催しました。社員の健康リテラシーを向上させることを目的とし、食生活や睡眠のセミナー、姿勢や肩こり予防のストレッチを行いました。アンケートの結果、セミナーの内容の満足度は高い傾向にあり、有意義なセミナーとなりました。

健保組合ホームページ→健康サポート→健康づくり活動補助をご参照ください。

### ■保健事業についてお願いとお知らせ

#### 【1】健康診断補助について

・健診補助対象者

被保険者及び35歳以上の被扶養者

・補助対象期間

40歳以上の方…4月～12月受診分

40歳未満の方…4月～翌1月受診分

・年齢起算日

令和3年3月31日時点での年齢

#### ◆健診受診についての注意事項・お願い

#### ①当組合契約外健診機関で健診を受診する場合

健保組合ホームページの「必須検査項目」(PDF)にて、受診を希望されている健診コースの項目がすべて

受診可能か確認のうえ、ご受診ください。

健保組合ホームページ→健康サポート 健康診断の手続き→その他の医療機関への手続きをご参照ください。

## ②当組合契約外健診機関で受診した場合の請求について

☆提出書類

- ・定期健康診断補助支給申請書
- ・定期健康診断補助支給申請者一覧
- ・問診票（質問票）<sup>注1</sup>を含む健診結果表の写し
- ・領収書の原本（ネットバンキングによる振込の際には、振込先・金額がわかる明細）

を事業所様で取り纏め健保組合へご提出ください。

※下記書類は該当の場合、併せて添付してください

・健診機関への支払いを事業所様にておこなった場合、請求書の写し

・XMLデータ（できるだけ健診結果のXMLデータを頂けるよう健診機関にご依頼し添付してください。）  
40歳以上の方でXMLデータの提出が出来ない場合は、健保組合ホームページより特定健診質問票をダウンロードしご提出ください。

## ③当組合と契約・契約外問わず、健診受診の際に未受診項目がある場合は補助金額が減額されます。

健診の検査項目で未受診項目がある場合、必須項目を満たす健診コースの補助上限額までを補助します。原則として後日受診が可能であると判断できる場合には、受診後の結果を待ち補助対象とします。健診機関によっては、後日受診をすることができない場合がありますので、ご注意ください。

### 【2】特定健診について

40歳以上の被保険者・被扶養者で、年齢起算日は令和3年3月31日です。（受診日に39歳であっても令和3年3月31日までに40歳に到達する方は特定健診項目を含む健診を受診してください。）

※40歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者の方で、「特定健診」のみ受診される場合は「特定健康診査受診券」が必要となりますので、「特定健康診査受診券発行申込書」をホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ健保組合にご送付ください。

健保組合ホームページ→健康サポート 健康診断の手続き→「特定健診」のみ受診の手続きをご参照ください。

### 【3】特定保健指導について

特定保健指導は、全ての健保組合が共通に取り組む法定義務の保健事業です。生活習慣改善が必要であると判断され、特定保健指導の対象になられた方には、ご案内を送付しますので必ずお受けください。費用は全額健保が負担します。

初回面談の実施方法は下記の3種類から選択していただきます。

- ・勤務先又は自宅において面談
- ・健康セミナー参加
- ・スマホによるテレビ電話にて面談（遠隔型）

保健指導は健康経営の一環となりますので、事業所様には面談場所・時間等の配慮等ご協力をお願いいたします。また、一括で事業所にて対象の方の面談もしくはセミナー開催をしていただける場合は、健保組合までご連絡ください。

### 【4】インフルエンザ予防接種補助請求について

令和2年度のインフルエンザ予防接種補助は、令和2年10月から12月までに接種された方について実施されます。

申請期限：令和3年3月15日（月）

補助額：一人につき上限1,500円

**注意：**補助支給申請書等に記載漏れ・押印漏れがあると補助の支給が遅れます。速やかな支給のために記載事項、押印等漏れない様にご注意ください。また、

領収書は申請用紙に貼付してください。

健保組合ホームページ→健康サポート インフルエンザ予防接種補助の手続きをご参照ください。

## ■家庭常備薬等斡旋のお知らせ

皆様の疾病予防および健康維持の一助として、家庭常備薬等の斡旋を行っております。

年3回、春・秋は申込書とWeb、冬はWebのみでご案内いたします。

家庭常備薬等斡旋事業では、『特納品』と呼ばれるドラッグストアでは販売されていない商品を中心にご案内しています。『特納品』とは、ドラッグストアで販売されている一般用医薬品と効果・効能は同じですが、パッケージが少し異なっていたり、内容量が少量であるため多量に使い残すことなく、お求めやすい価格となっております。

本年度第2回目の家庭常備薬等の斡旋は、9月上旬頃ご案内いたします。

今回は、Web申し込み限定で感染対策としてマスクを3種類各1,000個ご用意しております。購入はお一人様各1個までとなります。申し込み書の二次元バーコードまたは健保組合ホームページの「お知らせ」からお申し込みください。

救急箱の補充、健康管理にぜひこの機会をご活用ください。

## ■アイティ健保健康相談室について

アイティ健保健康相談室は、被保険者とご家族の方々が利用できるサービスです。

医師・保健師・看護師・臨床心理士などの専門相談スタッフへ健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関する相談をすることや医療機関情報等の提供も受けられます。

健保組合ホームページ→健康サポート→アイティ健保相談室をご参照ください。



# 令和元年度 収入支出決算が確定しました

当健保組合の令和元年度決算が、7月に開催された第38回組合会において承認され決定いたしました。

令和元年度における当健保組合の収支は、一般勘定が883,613千円の黒字決算となり、介護勘定が8,817千円の黒字決算となりました。

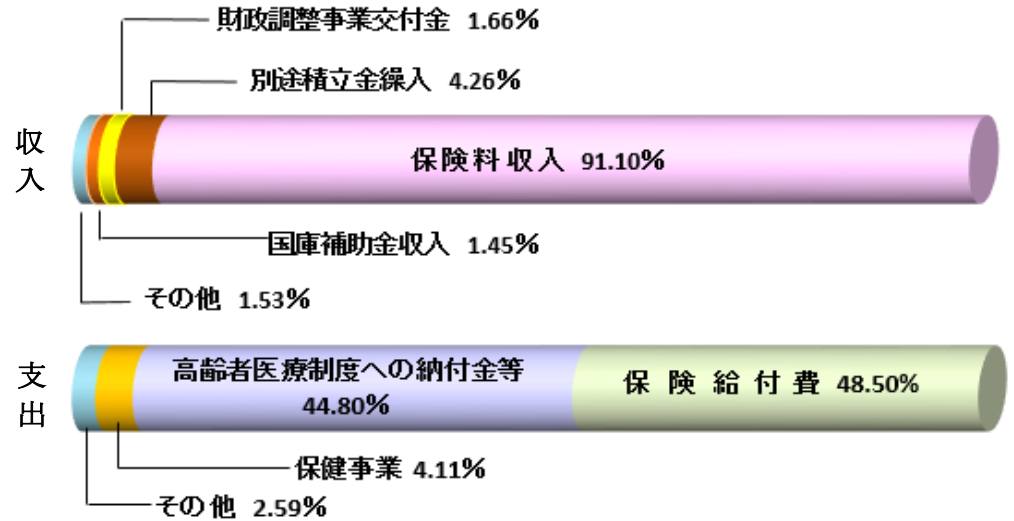
一般勘定は、年間平均被保険者数11,444人(対前年度341名増)、平均標準報酬月額335,217円(対前年度279円増)、一人当たり賞与額800,061円(対前年度5.8%増)となりました。

収入に関しては、平均標準報酬月額の微増、総標準賞与額、国庫補助金収入及び財政調整事業交付金の増加が要因となり、対前年度307,846千円増となりました。別途積立金250,000千円を繰入れているため、実質的には433,613千円の黒字となります。

支出では、高齢者医療制度への拠出金が、対前年度271,423千円増となりました。高齢者医療制度への拠出に要した保険料率は42.45%(対前年度3.44%増)であり、支出比率が年々遞増している状況です。保健事業費は前年度比14,555千円増となりましたが、加入者数の増加及び消費税率変更によるシステム等諸経費増、保健指導実施者の増加が影響しています。

介護勘定は、昨年に引き続き16.0%で運営しましたが、介護準備金15,000千円の繰入れ及び国庫補助金の交付を受けたこともあり何とか黒字決算となりました。

《令和元年度決算の主な収入・支出項目の割合》



## 一般勘定

保険料率99.0%

基礎数値	令和元年度決算(A)	平成30年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	11,444人	11,103人	341人
平均標準報酬月額(年間平均)	335,217円	334,938円	279円
年間賞与額(一人平均)	800,061円	756,345円	43,716円

予算項目	令和元年度決算		被保険者1人当たり		
	総額	令和元年度(A)	平成30年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	健康保険収入	5,338,221千円	466,465円	461,560円	4,905円
	別途積立金繰入	250,000千円	21,846円	0円	21,846円
	国庫補助金収入	84,961千円	7,424円	1,749円	5,675円
	財政調整事業交付金	97,111千円	8,486円	5,295円	3,191円
	その他	89,654千円	7,834円	6,650円	1,184円
合計	5,859,947千円	512,055円	475,254円	36,800円	
支出	保険給付費	2,510,413千円	219,365円	227,016円	-7,651円
	納付金	2,318,883千円	202,629円	184,406円	18,223円
	保健事業費	212,780千円	18,593円	17,853円	740円
	その他	134,258千円	11,732円	12,135円	-404円
	合計	5,176,334千円	452,319円	441,410円	10,908円
収支差引額	683,613千円	59,736円	33,844円	25,892円	

## 介護勘定

保険料率16.0%

基礎数値	令和元年度決算(A)	平成30年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	5,224人	4,945人	279人
平均標準報酬月額(年間平均)	401,092円	401,328円	-236円
年間賞与額(一人平均)	965,178円	898,874円	66,304円

予算項目	令和元年度決算		被保険者1人当たり		
	総額	令和元年度(A)	平成30年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	介護保険収入	481,704千円	92,210円	91,124円	1,086円
	繰入金	15,000千円	2,871円	0円	2,871円
	国庫補助金収入	5,822千円	1,114円	1,239円	-125円
	雑収入	10千円	2円	1円	1円
	収入合計	502,536千円	96,198円	92,364円	3,834円
支出	介護納付金	493,719千円	94,510円	88,630円	5,880円
	介護保険料還付金	0千円	0円	0円	0円
支出合計	493,719千円	94,510円	88,630円	5,880円	
収支差引額	8,817千円	1,688円	3,734円	-2,046円	

法定準備金保有率	一般勘定	304.16%	介護勘定	143.58%
----------	------	---------	------	---------